

介護職員初任者研修 研修実施要綱（学則）

1. 設置目的

介護に従事しようとする者、又は介護の業務に従事する者が、業務を遂行する上で求められる専門的な基本姿勢、基本的な知識、技術を習得することを目的とする。

2. 研修事業者

事業者名 清流園研修広場 おろち

所在地 島根県出雲市大津町3529

電話番号 0853-22-8706

3. 研修の名称

介護職員初任者研修（通信）

4. 受講定員

受講定員は20名

5. 受講資格

介護職員初任者研修の修了の資格取得を目指す者で、全日程を受講できる方

6. 研修期間

受講期間 130時間

7. 実施場所

講義、演習、実習

特別養護老人ホーム清流園 島根県出雲市大津町3529

8. カリキュラム

「島根県介護員養成研修事業実施要綱」に規定する介護員養成研修のカリキュラムに基づき行う

9. 学習の評価及び課程修了の認定

（１）修了評価は、筆記による修了試験（１時間）及び介護技術の習得評価に関しては実技試験（１時間以上）をもって行う。

（２）評価認定基準は、理解度の高い順にＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄとし、Ｃ以上で評価基準を満たしたものと認定する。評価基準を満たさなかった場合は、必要に応じて補講等を行い、基準を満たすまで再評価を行う。

(3) 評価基準は以下の通りとする。

A:90点以上 B:80点～89点 C:70点～79点 D:70点未満

課程修了の認定は、当法人において「島根県介護職員初任者研修事業指定要領12」に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付によって行う。

10. 受講料

80,000円（税込み）テキスト代含む

既に納入された受講料については、原則として返還しない

補講料は1時間2,000円（税込み）、再試験料は3,000円（税込み）

11. 科目免除

(1) 1年以上の介護等の実務経験を有する者（介護等の業務に従事した期間が通算365日以上であり、かつ、現に就労した日数を通算して計算するものとし、当該通算日数が180日以上である場合の者）は、実習を免除することができる。

(2) 生活援助従事者研修を修了している者は、介護員養成研修の取扱細則について（以下、「取扱細則」という）別添2で示す科目の読み替えに従い、研修科目の一部を免除することができるものとする。

(3) 入門的研修を修了している者は、取扱細則別添2で示す科目の読み替えに従い、研修科目の一部を免除することができるものとする。

(4) 認知症介護基礎研修を修了している者は、取扱細則別添2で示す科目の読み替えに従い、研修科目の一部を免除することができるものとする。

(5) 訪問介護に関する三級課程を修了している者は、取扱細則別添2で示す科目の読み替えに従い、研修科目の一部を免除することができるものとする。

12. 欠席者に対する補講の実施方法

やむを得ない事情で研修を欠席した場合は、補講を受けることにより当該科目に出席したものとみなす。

13. 施行細則

この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当法人がこれを定める。